

「医療機関のガバナンス及び業務」に関する論点（案）

（１）経営経験豊かな人材の活用による医療法人経営の効率化

将来的な医療費抑制の流れが予想される中で、医療機関における経営の効率化を一層進める必要がある。医療法人において、企業等で実績を残した経営経験豊かな人材を意思決定に生かしやすい仕組みとすべきではないか。

- ・ 一定要件を満たす医療法人については、医師・歯科医師以外の者が理事長になる際の認可を不要とし、届出制とすべきではないか。また、届出制となる要件については、過度に狭いものとならないようにすべきではないか。

（２）医療法人経営の透明化・適正化

医療法人は株式会社等と比較して経営の透明性が低く、経営の私物化等によりコンプライアンスが低下する事例が見受けられる。医療機関の信頼性向上に向けて、医療法人の経営の透明性を高めるべきではないか。

- ・ MS法人と医療法人との関係の明確化に向けた方策を検討すべきではないか。
- ・ 一定規模以上の医療法人には、外部監査を義務付けるべきではないか。
- ・ 医療法人の理事長・理事の責任の範囲等について、他の非営利法人と同様、法令等で明確に定めるべきではないか。
- ・ 医療法人の理事長が反社会勢力でないことの確認は、現在、医師・歯科医師以外の場合にのみ行われているが、医師・歯科医師であるかどうかにかかわらず行うべきではないか。

（３）地域における医療機関のネットワーク化

日本には数多くの医療機関が存在し、機能分化とネットワーク化が進まず、機能の重複や医療資源の地域偏在等の非効率の一因となっているとの指摘がある。地域の医療ニーズに的確に対応し、より効率的に医療資源を活用することが可能な経営の仕組みとして、地域の医療機関の経営統合の仕組みを検討すべきではないか。

- ・ 非営利ホールディングカンパニー型法人の制度について、その組織運営の透明性・効率性に留意しつつ検討すべきではないか。また、非営利ホールディングカンパニー型法人に参加する医療法人は持分なし医療法人に限定した上で、社会福祉法人の参加も認めるべきではないか。

（４）医療法人の業務範囲の拡大

厳しい制約のある医療法人の業務範囲について自由度を高め、医療法人の収益源を多様化するとともに、より患者のニーズに合ったサービスの提供を可能とすべきではないか。

- ・ 医療法人において、コンタクトレンズ等の医療機器や、サプリメント等の食品の販売を可能とすべきではないか。